9　短期入所療養介護費
イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	注 利用者に対し、送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞［基本型］	要介護1	755 単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	＋24単位	＋240単位	＋76単位	＋200単位（7日間を限度）	＋90単位（7日間を限度）	＋120単位	1日につき＋120単位（要介護4・5に限る）	1日につき＋34単位	1日につき＋46単位	片道につき＋184単位
			要介護2	801 単位														
			要介護3	862 単位														
			要介護4	914 単位														
			要介護5	965 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜従来型個室＞［在宅強化型］	要介護1	797 単位														
			要介護2	868 単位														
			要介護3	930 単位														
			要介護4	986 単位														
			要介護5	1,041 単位														
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜多床室＞［基本型］	要介護1	829 単位														
			要介護2	877 単位														
			要介護3	938 単位														
			要介護4	989 単位														
			要介護5	1,042 単位														
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞［在宅強化型］	要介護1	876 単位														
			要介護2	950 単位														
			要介護3	1,012 単位														
			要介護4	1,064 単位														
			要介護5	1,124 単位														
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞［療養型］	要介護1	781 単位														
			要介護2	862 単位														
			要介護3	975 単位														
			要介護4	1,051 単位														
			要介護5	1,126 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞［療養型］	要介護1	858 単位														
			要介護2	940 単位														
			要介護3	1,054 単位														
			要介護4	1,130 単位														
			要介護5	1,204 単位														
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞［療養型］	要介護1	781 単位														
			要介護2	856 単位														
			要介護3	949 単位														
			要介護4	1,024 単位														
			要介護5	1,099 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞［療養型］	要介護1	858 単位														
			要介護2	934 単位														
			要介護3	1,027 単位														
			要介護4	1,102 単位														
			要介護5	1,177 単位														
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）＜特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	741 単位														
			要介護2	785 単位														
			要介護3	846 単位														
			要介護4	897 単位														
			要介護5	947 単位														
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	813 単位														
			要介護2	861 単位														
			要介護3	920 単位														
			要介護4	970 単位														
			要介護5	1,022 単位														
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞［基本型］	要介護1	680 単位						＋240単位					1日につき＋120単位（要介護4・5に限る）	1日につき＋34単位	1日につき＋46単位	
			要介護2	942 単位														
			要介護3	995 単位														
			要介護4	1,046 単位														
			要介護5	1,098 単位														
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞［在宅強化型］	要介護1	880 単位														
			要介護2	954 単位														
			要介護3	1,016 単位														
			要介護4	1,072 単位														
			要介護5	1,128 単位														
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型個室的な多床室＞［基本型］	要介護1	835 単位														
			要介護2	880 単位														
			要介護3	942 単位														
			要介護4	995 単位														
			要介護5	1,046 単位														
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型個室的な多床室＞［在宅強化型］	要介護1	880 単位														
			要介護2	954 単位														
			要介護3	1,016 単位														
			要介護4	1,072 単位														
			要介護5	1,128 単位														
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞［療養型］	要介護1	943 単位														
			要介護2	1,024 単位														
			要介護3	1,138 単位														
			要介護4	1,214 単位														
			要介護5	1,288 単位														
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的な多床室＞［療養型］	要介護1	943 単位														
			要介護2	1,024 単位														
			要介護3	1,138 単位														
			要介護4	1,214 単位														
			要介護5	1,288 単位														
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞［療養型］	要介護1	943 単位														
			要介護2	1,018 単位														
			要介護3	1,112 単位														
			要介護4	1,187 単位														
			要介護5	1,261 単位														
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的な多床室＞［療養型］	要介護1	943 単位														
			要介護2	1,018 単位														
			要介護3	1,112 単位														
			要介護4	1,187 単位														
			要介護5	1,261 単位														
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）＜ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1	818 単位														
			要介護2	864 単位														
			要介護3	924 単位														
			要介護4	976 単位														
			要介護5	1,026 単位														
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的な多床室＞	要介護1	818 単位														
			要介護2	864 単位														
			要介護3	924 単位														
			要介護4	976 単位														
			要介護5	1,026 単位														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			656 単位						＋240単位				＋60単位	＋60単位（要介護4・5に限る）			
	(二) 4時間以上6時間未満			908 単位														
	(三) 6時間以上8時間未満			1,261 単位														

注　特別療養費

注　療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算（Ⅰ）	(1日につき　27単位を加算)
	(二) 療養体制維持特別加算（Ⅱ）	(1日につき　57単位を加算)
(4)　療養食加算		(1回につき　8単位を加算（1日に3回を限度）)
(5)　認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	(1日につき　3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	(1日につき　4単位を加算)
(6)　緊急時施設療養費	(一)　緊急時治療管理	療養型老健以外の場合：(1月に1回3日を限度に1日につき111単位を算定) 療養型老健の場合：(1月に1回3日を限度に1日につき111単位を算定)
	(二)　特定治療	
(7)　サービス提供体制強化加算	(一)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	(1日につき　18単位を加算)
	(二)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	(1日につき　12単位を加算)
	(三)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	(1日につき　6単位を加算)
	(四)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	(1日につき　6単位を加算)
(8)　介護職員処遇改善加算	(一)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき　＋所定単位×39／1000)
	(二)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき　＋所定単位×29／1000)
	(三)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(1月につき　＋所定単位×16／1000)
	(四)　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(1月につき　＋(三)の90／100)
	(五)　介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(1月につき　＋(三)の80／100)
(9)　介護職員等特定処遇改善加算	(一)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき　＋所定単位×21／1000)
	(二)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき　＋所定単位×17／1000)

注
所定単位は、(1) から (7) までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1) から (7) までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に70/100を乗じて得た数未満の場合 又は	注 薬剤の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 薬剤の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 療下幅が段階基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して認定を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1>介護<4:1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	693単位	−25単位	×70/100	×70/100	×90/100	−12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 −25単位	−12単位	夜間勤務等看護（Ⅰ）＋23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ）＋7単位	+200単位（7日間を限度）	+93単位（7日間を限度）	+120単位	片道につき+184単位
			要介護2	796単位														
			要介護3	1,020単位														
			要介護4	1,112単位														
			要介護5	1,201単位														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1	721単位														
			要介護2	830単位														
			要介護3	1,063単位														
			要介護4	1,163単位														
			要介護5	1,252単位														
		c 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅲ）<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1	711単位														
			要介護2	818単位														
			要介護3	1,048単位														
			要介護4	1,146単位														
			要介護5	1,234単位														
		d 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅳ）<多床室>	要介護1	797単位														
			要介護2	901単位														
			要介護3	1,124単位														
			要介護4	1,220単位														
			要介護5	1,305単位														
		e 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅴ）<療養機能強化型A><多床室>	要介護1	831単位														
			要介護2	939単位														
			要介護3	1,173単位														
			要介護4	1,272単位														
			要介護5	1,361単位														
		f 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅵ）<療養機能強化型B><多床室>	要介護1	818単位														
			要介護2	926単位														
			要介護3	1,156単位														
			要介護4	1,253単位														
			要介護5	1,341単位														
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<6:1>介護<5:1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	638単位														
			要介護2	745単位														
			要介護3	894単位														
			要介護4	1,040単位														
			要介護5	1,080単位														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）<療養機能強化型><従来型個室>	要介護1	653単位														
			要介護2	757単位														
			要介護3	912単位														
			要介護4	1,065単位														
			要介護5	1,106単位														
		c 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅲ）<多床室>	要介護1	743単位														
			要介護2	847単位														
			要介護3	998単位														
			要介護4	1,146単位														
			要介護5	1,185単位														
		d 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅳ）<療養機能強化型><多床室>	要介護1	761単位														
			要介護2	867単位														
			要介護3	1,022単位														
			要介護4	1,173単位														
			要介護5	1,213単位														
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ） 看護<6:1>介護<6:1>	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	616単位			×70/100	×90/100		×90/100								
			要介護2	722単位														
			要介護3	866単位														
			要介護4	1,015単位														
			要介護5	1,054単位														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1	722単位														
			要介護2	828単位														
			要介護3	972単位														
			要介護4	1,122単位														
			要介護5	1,161単位														
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1>介護<4:1>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	702単位														
			要介護2	806単位														
			要介護3	950単位														
			要介護4	1,036単位														
			要介護5	1,121単位														
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1	802単位														
			要介護2	913単位														
			要介護3	1,055単位														
			要介護4	1,141単位														
			要介護5	1,229単位														
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<8:1>介護<4:1>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	702単位			×70/100	×90/100		×90/100								
			要介護2	806単位														
			要介護3	910単位														
			要介護4	997単位														
			要介護5	1,083単位														
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1	807単位														
			要介護2	915単位														
			要介護3	1,015単位														
			要介護4	1,101単位														
			要介護5	1,190単位														
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>		要介護1	820単位														
			要介護2	923単位														
			要介護3	1,147単位														
			要介護4	1,242単位														
			要介護5	1,327単位														
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1	843単位														
			要介護2	956単位														
			要介護3	1,190単位														
			要介護4	1,288単位														
			要介護5	1,378単位														
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1	838単位														
			要介護2	944単位														
			要介護3	1,175単位														
			要介護4	1,272単位														
			要介護5	1,360単位														
	(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型個室的多床室>		要介護1	820単位														
			要介護2	923単位														
			要介護3	1,147単位														
			要介護4	1,242単位														
			要介護5	1,327単位														
	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅴ）<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1	843単位														
			要介護2	956単位														
			要介護3	1,190単位														
			要介護4	1,288単位														
			要介護5	1,378単位														
	(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅵ）<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1	838単位														
			要介護2	944単位														
			要介護3	1,175単位														
			要介護4	1,272単位														
			要介護5	1,360単位														
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>		要介護1	820単位														
			要介護2	923単位														
			要介護3	1,059単位														
			要介護4	1,145単位														
			要介護5	1,230単位														
	(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型個室的多床室>		要介護1	820単位														
			要介護2	923単位														
			要介護3	1,059単位														
			要介護4	1,145単位														
			要介護5	1,230単位														
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		650単位													+60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満		904単位														
		(三) 6時間以上8時間未満		1,261単位														

(6) 療養食加算	1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度）
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3単位を加算 (二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 4単位を加算
(8) 特定診療費	
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 1日につき 18単位を加算 (二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 1日につき 12単位を加算 (三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 6単位を加算 (四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 4単位を加算
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×26/1000 (二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×19/1000 (三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき ＋所定単位×10/1000 (四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 1月につき ＋（三）の90/100 (五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 1月につき ＋（三）の80/100 注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×11/1000 (二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×11/1000 注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ　診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1 675 単位	×70/100		診療所設備基準減算 −60単位	−25単位	＋200単位（7日間を限度）	＋90単位（7日間を限度）	＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2 724 単位								
			要介護3 772 単位								
			要介護4 821 単位								
			要介護5 870 単位								
		b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1 702 単位								
			要介護2 754 単位								
			要介護3 804 単位								
			要介護4 855 単位								
			要介護5 906 単位								
		c 診療所短期入所療養介護費（ⅲ）<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1 693 単位								
			要介護2 743 単位								
			要介護3 793 単位								
			要介護4 843 単位								
			要介護5 893 単位								
		d 診療所短期入所療養介護費（ⅳ）<多床室>	要介護1 779 単位								
			要介護2 828 単位								
			要介護3 878 単位								
			要介護4 925 単位								
			要介護5 974 単位								
		e 診療所短期入所療養介護費（ⅴ）<療養機能強化型A><多床室>	要介護1 811 単位								
			要介護2 863 単位								
			要介護3 914 単位								
			要介護4 964 単位								
			要介護5 1,015 単位								
		f 診療所短期入所療養介護費（ⅵ）<療養機能強化型B><多床室>	要介護1 800 単位								
			要介護2 851 単位								
			要介護3 901 単位								
			要介護4 950 単位								
			要介護5 1,001 単位								
	(二) 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1 598 単位								
			要介護2 642 単位								
			要介護3 685 単位								
			要介護4 730 単位								
			要介護5 773 単位								
		b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1 704 単位								
			要介護2 747 単位								
			要介護3 791 単位								
			要介護4 835 単位								
			要介護5 879 単位								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>		要介護1 800 単位		×97／100						
			要介護2 850 単位								
			要介護3 898 単位								
			要介護4 946 単位								
			要介護5 995 単位								
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1 828 単位								
			要介護2 880 単位								
			要介護3 930 単位								
			要介護4 980 単位								
			要介護5 1,031 単位								
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1 818 単位								
			要介護2 869 単位								
			要介護3 919 単位								
			要介護4 968 単位								
			要介護5 1,018 単位								
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型個室的多床室>		要介護1 800 単位								
			要介護2 850 単位								
			要介護3 898 単位								
			要介護4 946 単位								
			要介護5 995 単位								
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅴ）<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1 828 単位								
			要介護2 880 単位								
			要介護3 930 単位								
			要介護4 980 単位								
			要介護5 1,031 単位								
	(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅵ）<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1 818 単位								
			要介護2 869 単位								
			要介護3 919 単位								
			要介護4 968 単位								
			要介護5 1,018 単位								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	656 単位							＋60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満	908 単位								
		(三) 6時間以上8時間未満	1,261 単位								

(4) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））	
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）	
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）	
(6) 特定診療費		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき 18単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき 12単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 6単位を加算）	
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×26／1000）	注 所定単位は、(1) から (7) までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×10／1000）	
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(三)の90／100）	
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(三)の80／100）	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、(1) から (7) までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×11／1000）	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分					注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 緊急短期入所受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1 1,020単位	×70／100	×70／100	×90／100	－12単位	×90／100	×97／100	＋90単位（7日間を限度）	片道につき＋184単位
				要介護2 1,084単位								
				要介護3 1,148単位								
				要介護4 1,212単位								
				要介護5 1,277単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1 1,125単位								
				要介護2 1,190単位								
				要介護3 1,253単位								
				要介護4 1,319単位								
				要介護5 1,382単位								
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1 965単位								
				要介護2 1,032単位								
				要介護3 1,100単位								
				要介護4 1,167単位								
				要介護5 1,233単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1 1,071単位								
				要介護2 1,138単位								
				要介護3 1,204単位								
				要介護4 1,274単位								
				要介護5 1,340単位								
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ） 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1 937単位								
				要介護2 1,003単位								
				要介護3 1,068単位								
				要介護4 1,133単位								
				要介護5 1,198単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1 1,043単位								
				要介護2 1,108単位								
				要介護3 1,174単位								
				要介護4 1,239単位								
				要介護5 1,304単位								
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ） 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1 922単位		×70／100	×90／100		×90／100			
				要介護2 986単位								
				要介護3 1,050単位								
				要介護4 1,114単位								
				要介護5 1,178単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1 1,027単位								
				要介護2 1,092単位								
				要介護3 1,155単位								
				要介護4 1,220単位								
				要介護5 1,284単位								
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ） 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1 862単位								
				要介護2 927単位								
				要介護3 991単位								
				要介護4 1,055単位								
				要介護5 1,119単位								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）<多床室>	要介護1 963単位								
				要介護2 1,032単位								
				要介護3 1,097単位								
				要介護4 1,161単位								
				要介護5 1,224単位								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>		要介護1 769単位								
				要介護2 832単位								
				要介護3 897単位								
				要介護4 962単位								
				要介護5 1,026単位								
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）<多床室>		要介護1 875単位								
				要介護2 939単位								
				要介護3 1,003単位								
				要介護4 1,068単位								
				要介護5 1,131単位								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 1,146単位								
				要介護2 1,210単位								
				要介護3 1,275単位								
				要介護4 1,339単位								
				要介護5 1,403単位								
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）<ユニット型個室的多床室>	要介護1 1,146単位								
				要介護2 1,210単位								
				要介護3 1,275単位								
				要介護4 1,339単位								
				要介護5 1,403単位								
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 1,091単位								
				要介護2 1,158単位								
				要介護3 1,226単位								
				要介護4 1,294単位								
				要介護5 1,360単位								
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）<ユニット型個室的多床室>	要介護1 1,091単位								
				要介護2 1,158単位								
				要介護3 1,226単位								
				要介護4 1,294単位								
				要介護5 1,360単位								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		656単位								
		(二) 4時間以上6時間未満		907単位								
		(三) 6時間以上8時間未満		1,260単位								

(5) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度）)
(6) 特定診療費		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	(1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき ＋所定単位×26／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき ＋所定単位×19／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(1月につき ＋所定単位×10／1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(1月につき ＋(三)の90／100)
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(1月につき ＋(三)の80／100)
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき ＋所定単位×15／1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき ＋所定単位×11／1000)

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合	注	医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合	注	看護師の配置が定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注	夜勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットアプローチの実施が未整備である場合	注	排泄管理の記録(排泄)を満たさない場合	注	排泄管理(尿道留置)を満たさない場合	注	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注	認知症行動・心理症状緊急対応加算	注	緊急短期入所受入加算	注	医療性短期入所療養介護加算	注	利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <栄養型個室>	要介護1	746 単位	−25単位	×70/100		×70/100		×90/100		×97/100		−25単位		−25単位		夜間勤務等看護(Ⅰ) +21単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位		+100単位 (7日間を限度)		+50単位 (7日間を限度)		+120単位		片道につき +184単位
			要介護2	855 単位																					
			要介護3	1,084 単位																					
			要介護4	1,188 単位																					
			要介護5	1,277 単位																					
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>	要介護1	856 単位																					
			要介護2	964 単位																					
			要介護3	1,198 単位																					
			要介護4	1,297 単位																					
			要介護5	1,386 単位																					
	(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ) <栄養型個室>	要介護1	736 単位																					
			要介護2	943 単位																					
			要介護3	1,073 単位																					
			要介護4	1,171 単位																					
			要介護5	1,259 単位																					
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1	844 単位																					
			要介護2	951 単位																					
			要介護3	1,181 単位																					
			要介護4	1,278 単位																					
			要介護5	1,366 単位																					
	(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ) <栄養型個室>	要介護1	726 単位						×90/100															
			要介護2	827 単位																					
			要介護3	1,057 単位																					
			要介護4	1,135 単位																					
			要介護5	1,243 単位																					
		b Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要介護1	828 単位																					
			要介護2	935 単位																					
			要介護3	1,165 単位																					
			要介護4	1,262 単位																					
			要介護5	1,350 単位																					
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <栄養型個室>	要介護1	701 単位																					
			要介護2	795 単位																					
			要介護3	1,000 単位																					
			要介護4	1,087 単位																					
			要介護5	1,166 単位																					
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>	要介護1	810 単位																					
			要介護2	905 単位																					
			要介護3	1,109 単位																					
			要介護4	1,197 単位																					
			要介護5	1,275 単位																					
	(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ) <栄養型個室>	要介護1	685 単位																					
			要介護2	779 単位																					
			要介護3	994 単位																					
			要介護4	1,071 単位																					
			要介護5	1,150 単位																					
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1	794 単位																					
			要介護2	889 単位																					
			要介護3	1,093 単位																					
			要介護4	1,181 単位																					
			要介護5	1,259 単位																					
	(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	a Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ) <栄養型個室>	要介護1	674 単位																					
			要介護2	768 単位																					
			要介護3	973 単位																					
			要介護4	1,060 単位																					
			要介護5	1,138 単位																					
		b Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要介護1	783 単位																					
			要介護2	873 単位																					
			要介護3	1,082 単位																					
			要介護4	1,170 単位																					
			要介護5	1,248 単位																					
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <栄養型個室>	要介護1	687 単位						×90/100															
			要介護2	787 単位																					
			要介護3	1,007 単位																					
			要介護4	1,099 単位																					
			要介護5	1,184 単位																					
		b Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>	要介護1	851 単位																					
			要介護2	1,108 単位																					
			要介護3	1,302 単位																					
			要介護4	1,385 単位																					
			要介護5	1,465 単位																					
	(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <栄養型個室>	要介護1	642 単位																					
			要介護2	732 単位																					
			要介護3	927 単位																					
			要介護4	1,010 単位																					
			要介護5	1,084 単位																					
		b Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>	要介護1	746 単位																					
			要介護2	817 単位																					
			要介護3	1,031 単位																					
			要介護4	1,113 単位																					
			要介護5	1,188 単位																					
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	873 単位						×90/100															
			要介護2	981 単位																					
			要介護3	1,215 単位																					
			要介護4	1,314 単位																					
			要介護5	1,403 単位																					
		b ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	873 単位																					
			要介護2	981 単位																					
			要介護3	1,215 単位																					
			要介護4	1,314 単位																					
			要介護5	1,403 単位																					
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要介護1	863 単位																					
			要介護2	969 単位																					
			要介護3	1,200 単位																					
			要介護4	1,297 単位																					
			要介護5	1,385 単位																					
		b ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	863 単位																					
			要介護2	969 単位																					
			要介護3	1,200 単位																					
			要介護4	1,297 単位																					
			要介護5	1,385 単位																					
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1	872 単位																					
			要介護2	972 単位																					
			要介護3	1,189 単位																					
			要介護4	1,281 単位																					
			要介護5	1,364 単位																					
	(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>		要介護1	872 単位																					
			要介護2	972 単位																					
			要介護3	1,189 単位																					
			要介護4	1,281 単位																					
			要介護5	1,364 単位																					
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	823 単位						×90/100															
			要介護2	923 単位																					
			要介護3	1,143 単位																					
			要介護4	1,235 単位																					
			要介護5	1,318 単位																					
		b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	823 単位																					
			要介護2	923 単位																					
			要介護3	1,143 単位																					
			要介護4	1,235 単位																					
			要介護5	1,318 単位																					
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	831 単位																					
			要介護2	926 単位																					
			要介護3	1,131 単位																					
			要介護4	1,220 単位																					
			要介護5	1,298 単位																					
		b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1	831 単位																					
			要介護2	926 単位																					
			要介護3	1,131 単位																					
			要介護4	1,220 単位																					
			要介護5	1,298 単位																					
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		656 単位																				+60単位	
		(二) 4時間以上3時間未満		908 単位																					
		(三) 3時間以上3時間未満		1,261 単位																					

(8) 療養食加算		(1)(2)につき 8単位を加算 (1日に3回を限度)
(9) 緊急時施設診療費	(一) 緊急時治療管理 (二) 特定治療	(1月に10日を限度に1日につき511単位を算定)
(10) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
(11) 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)	要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき840単位を加算)
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)	要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)
(12) 特別診療費 (※2)		
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)×90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)×80/100)
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)

注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。